

令和 6 年 7 月 総会議事録

日 時 令和 6 年 7 月 23 日 (火)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 86 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和6年7月23日(火)
午前9時30分開会 午前10時23分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東86会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第27号 豊橋市農業委員会農政対策協議会委員及び豊橋市農業後継者花嫁花婿対策推進協議会委員の互選について
- 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第31号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
- 議案第32号 農用地利用集積計画について(利用権の設定)
- 議案第33号 農用地利用集積計画について(所有権の移転)
- 議案第34号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第35号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
- 議案第36号 非農地証明(遊休農地)について

(2) 報告

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第5号 現況証明について
- 報告第6号 目標地区の素案について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志	10 番 陶山 哲
11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生	13 番 中山 信廣
14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子	16 番 彦坂 正志
17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ	19 番 前田 裕子
21 番 村田 佳也	22 番 村松 桂子	23 番 森下 秋吉
24 番 山崎 裕通		

6 欠席委員 7 番 近藤 好幸 20 番 水野 敏久

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名

農業企画課 3 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和6年7月総会を開会いたします。
陶山会長職務代理者、よろしくお願いいたします。

陶山 <挨拶>

代理者 それでは、総会を始めます。

なお、「農業委員会等に関する法律」第5条第5項の規定により、水野会長の代理として、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議長 本日は議席番号7番 近藤好幸委員、同20番 水野敏久会長 から欠席の届出がありましたので、よろしくお願いいたします。

出席委員は、委員総数24名中22名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、

議席番号4番 大竹孝夫委員、同5番 加藤正雄委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、10日の

書類説明会、農業委員による現地調査、17日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

大岩町地内の5筆の所有権を移転する案件は、農業用施設用地としている所有農地を転用するため、7月18日に取下願の提出がありました。

番号3番の案件について、賃借件設定がされていた植田町地内の申請地について、賃借権の解除の届出の提出がされております。

番号7番の案件について、所有農地に農業用倉庫が建設されていたため、農業用施設申出書の提出がされております。

その他については、変更、取下げ等はございません。

また、本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号3番から5番まで、及び9番から12番までの案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せて御精読ください。

以上です。よろしくお願いたします。

事務局

はい、議長。転用関係につきましては、10日の説明会以降、取下げ変更等はございません。それではよろしくお願いたします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長

それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議長

別添資料1-2 議案第27号

「豊橋市農業委員会 農政対策協議会委員及び

豊橋市農業後継者花嫁花婿対策推進協議会委員の互選について」を議題といたします。

農政対策協議会委員と花嫁花婿対策推進協議会委員については関連がございませんので、一括上程いたします。

内容等について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第27号「豊橋市農業委員会農政対策協議会委員及び豊橋市農業後継者花嫁花婿対策推進協議会委員の互選について」ですが、豊橋市農業委員会農政対策協議会要領第9条及び豊橋市農業後継者花嫁花婿対策推進協議会規約第5条にそれぞれ任期が定められ、共に1年となっております。

現在の任期は、令和6年7月19日までですので、新たに委員を選出す

る必要があります。

この2つの協議会には会長、会長職務代理者以外の21名の委員は、いずれかに属することとなっています。

まずは、花嫁花婿対策推進協議会の委員を各地区から1名を互選いただき、それ以外の委員をもって農政対策協議会の委員として互選いただいたものとしております。

今回、具体的な選出につきましては、7月17日の運営委員会において、互選された結果を報告いただいております。

別紙資料1-2をご覧ください。農政対策協議会は、会長、会長職務代理者に加え、新たに選出された15名の委員をもってその委員とします。

次にその資料の裏面をご覧ください。農業後継者花嫁花婿対策推進協議会は、会長、会長職務代理者に加え、新たに選出された6名の委員をもってその委員とします。

なお、これらの協議会の会長は規約上、農業委員会の会長をもって充てることとなっており、副会長は慣例により1任期中は在任することとなっておりますことを申し添えます。以上です。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。両協議会の委員は、別紙名簿のとおり決することに異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

議 長

続きまして 資料1 議案第28号

「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から16番までの16件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第28号、1ページから3ページまでをご覧ください。

番号1番から16番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第29号

「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から2番までの2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第29号、4ページをお願いします。

番号1番から2番までの2件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、2件とも承諾を得た旨の記載がある案件です。

一時転用については、2件とも営農型太陽光の案件で10年間の計画です。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」
異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長

続きまして 同じく資料 1 議案第 30 号
「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号 1 番から 17 番までの 17 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。
議案第 30 号、5 ページから 7 ページをお願いします。
番号 1 番から 17 番までの 17 件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号 1 番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号 2 番から 6 番・9 番から 11 番・13 番・14 番・16 番・17 番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号 1 番・7 番・8 番・12 番・15 番です。

一時転用については、番号 15 番・16 番が該当し、営農型太陽光の案件で 10 年間の計画です。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号 13 番の 1 件については農地法第 5 条第 3 項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 31 号
「農地転用許可後の事業計画変更 承認願い について」を議題といたします。番号 1 番から 2 番までの 2 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第31号、8ページをお願いします。
番号1番・2番については、営農型太陽光発電設備を設置するため令和3年12月22日付けで許可を得ておりますが、許可取得後、申請人である営農者が申請当時に比べ、体の自由がきかなくなったため、営農者を変更し対応するものです。

番号1番・2番についてパネルの配置等の変更はなく周辺農地の営農への支障はないことが見込まれます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-3 議案第 32 号
「農用地利用集積計画について (利用権の設定)」を議題といたします。

利用権設定の番号 1 番から 304 番までの 304 件を一括上程いたします。

なお、番号 252 番は小林委員の同居の親族が、番号 131 番・132 番・263 番は杉浦委員が取締役を務める法人がそれぞれ申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。

小林委員、杉浦委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします

す。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企
画課

はい、議長。

議案第 32 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地貸出希望申込書の提出があったもののうち、7月25日付契約開始分について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別添資料 1-3 をご覧ください。1 ページから 39 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が 304 件 646 筆 648,662.01 m²でございます。これらは旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 252 番の 1 件、131 番・132 番・263 番の 3 件、それ以外の案件と 3 つに分けて審議していきたいと思います。

まず、番号 252 番の 1 件を審議いたします。小林委員は退席してください。

〈小林委員 退席〉

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

小林委員は復席してください。

〈小林委員 復席〉

議 長

続きまして、番号 131 番・132 番・263 番の 3 件を一括審議いたします。杉浦委員は退席してください。

〈杉浦委員 退席〉

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。
 委員 「進行」
 議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
 これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。
 全員 「異議なし」
 議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
 杉浦委員は復席してください。
 〈杉浦委員 復席〉
 議長 続きまして、番号 131 番・132 番・252 番・263 番を除く 300 件を一括審議いたします。
 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。
 委員 「進行」
 議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
 これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。
 全員 「異議なし」
 議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
 議長 続きまして 同じく別添資料 1-3 議案第 33 号
 「農用地利用集積計画について（所有権の移転）」を議題といたします。
 所有権移転の番号 1 番から 7 番までの 7 件を一括上程いたします。
 内容については、市農業企画課に説明を求めます。
 農業企画課 はい、議長。
 議長 議案第 33 号 農用地利用集積計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。別紙 1-3、13 ページをご覧ください。
 農地流動化の申出があったもののうち、6 月 27 日開催の農地銀行運営委員会におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、7件15筆15,644㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 続きまして 資料1に戻り 議案第34号

「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から6番までの6件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第34号 9ページをご覧ください。

議案第34号は継続して相続税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この6件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」
異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長

続きまして 同じく資料 1 議案第 35 号

「相続税 納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号 1 番から 4 番までの 4 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 35 号 10 ページをご覧ください。

議案第 35 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 4 件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。

以上です。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長

続きまして 同じく資料 1 議案第 36 号

「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 36 号 11 ページをご覧ください。

番号1番の1件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料1 12ページをお願いします。

報告第1号の番号1番から7番までの7件、及び13ページからの報告第2号の番号1番から 16ページ 27番までの27件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に17ページをお願いします。

報告第3号の番号1番から4番までの4件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に18ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から21ページの21番までの21件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 22 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、16 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番はそれぞれ宅地と畑、2 番は農業用施設、3 番は宅地でした。

次に報告第 6 号 資料 1-4 をご覧ください。

目標地図の素案について説明させていただきます。

農業経営基盤強化促進法の規定により、モデル地区である東部みどり地区について、農業委員会で作成した目標地図の素案を市へ提出します。

東部みどり地区では、令和 6 年 5 月 9 日に「目標地図の素案作成にむけた調整会議」を開催しました。

1 ページをご覧ください。こちらは、調整会議を実施する前の時点における、農業を担う者ごとに色分けをした地図でございます

耕作面積の多い担う者 15 名をアルファベットの A から O までで表し、色を割り当てています。

その他の担う者については「その他担う者」としてまとめて 1 色で表示しています。

また、耕作者が未定の筆については、「今後検討等」として白色で表示しています。

転用等で農地以外となっている筆については地域計画の区域外ということで黒色で表示しています。

2 ページをご覧ください。こちらは、同地区に拡大希望のあるアルファベット A、B、C、D の方が参加した調整会議の結果を反映した目標地図の素案でございます。

調整会議の前の時点で、担う者が位置づけられていた農地は 864 筆、70ha で、全体の農地面積に対する割合は 74%でした。

調整会議にて 10.1ha の農地に新たに担う者が位置づけられ、その結果、目標地図の素案では、担う者が位置づけられている農地は 980 筆、80ha で、全体の農地面積に対する割合は 84%となりました。

目標地図の素案を市へ提出した後は、東北部全体での座談会や意見聴取、縦覧等の過程を経て、令和 7 年 3 月末に公告される予定です。

以上で説明を終わります。

議 長

報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和6年7月23日

議 長

(会長職務代理者 陶山 哲)

議事録署名者

(議席番号4番 大竹 孝夫 委員)

議事録署名者

(議席番号5番 加藤 正雄 委員)